

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成18年7月31日付、保医発第0731002号、平成18年8月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
βクロスラプス精密測定	170点	区分「D008」内分泌学的検査 (生化学的検査(II))

ア βクロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中βクロスラプス精密測定に準じて算定できる。

イ βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。

なお、尿中βクロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- 弊社検討予定